

○熊本県建築士名簿及び建築士事務所登録簿等閲覧規程

(平成20年11月28日告示第1045号の3)

改正 平成23年3月31日告示第349号の10

熊本県建築士名簿及び建築士事務所登録簿等閲覧規程を次のように定める。

熊本県建築士名簿及び建築士事務所登録簿等閲覧規程

(趣旨)

第1条 この規程は、建築士法(昭和25年法律第202号)第6条第2項に規定する二級建築士名簿及び木造建築士名簿の閲覧並びに同法第23条の9に規定する書類の閲覧に関し必要な事項を定めるものとする。

(閲覧場所)

第2条 閲覧場所は、土木部建築住宅局建築課に置く。

(閲覧日)

第3条 閲覧日は、熊本県の休日を定める条例(平成元年熊本県条例第10号)第1条第1項各号に掲げる日を除く日とする。

(閲覧時間)

第4条 閲覧時間は、午前9時30分から午後4時30分まで(正午から午後1時までを除く。)とする。

(閲覧手数料)

第5条 閲覧手数料は、無料とする。

(閲覧の申請)

第6条 建築士法第6条第1項の二級建築士名簿及び木造建築士名簿又は同法第23条の9各号に掲げる書類(以下「登録簿等」という。)を閲覧しようとする者は、所定の閲覧簿に住所、氏名、年齢及び閲覧しようとする登録簿等を記入し、係員に提出しなければならない。

(登録簿等の持ち出し禁止)

第7条 登録簿等は、これを閲覧場所の外に持ち出してはならない。

(閲覧上の遵守事項)

第8条 閲覧者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 登録簿等の閲覧は、所定の閲覧場所において行うこと。
- (2) 登録簿等を汚損し、又はき損しないこと。
- (3) 他人に迷惑を及ぼさないこと。
- (4) その他係員の指示する事項

2 前項の規定に違反する者又はそのおそれのある者の閲覧は、これを停止し、又は禁止することがある。

附 則

この規程は、告示の日から施行する。

附 則(平成23年3月31日告示第349号の10)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。